

最低制限価格の取扱いについて

佐伯市が競争入札に付する建設工事の最低制限価格(予定価格が3億円未満又は3億円以上で低入札価格調査基準価格を適用しない場合に適用)について、次のとおり一部改正します。

【改正内容】

制限割合の算定において、一般管理費に乘じる率を55%から68%へ改める。

1 最低制限価格の算定方法

(1)の制限割合を算定後、(2)により最低制限価格を算定する。

(1) 制限割合の算定

●制限割合の算定式

- ① 直接工事費の額に97%を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に90%を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に90%を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に68%を乗じて得た額

(注1)①~④のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(注2)共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

$$\text{制限割合} = \frac{(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times 1.10}{\text{設計額}}$$

(注3)小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。

●制限割合の適用範囲

$$7.5/10 \leq \text{制限割合} \leq 9.2/10$$

(注4)制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値(7.5/10)を下回る場合は7.5/10とし、

上限値(9.2/10)を上回る場合は9.2/10とする。

(2) 最低制限価格の算定

●最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注5)1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

適用時期

令和4年7月1日以降に公告し、又は通知する工事から対象とします。